

別表1（第2、3関係）

区分	内容	事業実施主体
県産農産物販売促進特別対策事業 ※1 (1) 直売所等での県産米増量キャンペーンの実施 ※1 (2) 量販店など小売業の店舗でのポイントキャンペーンの実施 ※1 (3) 飲食店での特別メニュー提供キャンペーンの実施 ※2 (4) ホテル等での県産農産物を使った料理フェアの開催 ※2 (5) 量販店など小売業の店舗等での県産農産物を使った特別弁当キャンペーンの実施 ※2 (6) 農業関係団体による地産地消イベントの開催 ※1	県産米の購入者に対し、販売量の1割を上限とする県産米を増量する。 1 県産米の購入者に対し、販売額の2割以下のポイントを付与する。 2 県産農産物（米を除く）の購入者に対し、販売額の1割以下のポイントを付与する。 県産農産物を使った特別メニューの提供キャンペーンを実施する。 県産農産物を使った料理フェアを実施する。 県産農産物を使った特別弁当キャンペーンを実施する。 県産農産物の販売促進に係るイベントを実施する。	食品関連事業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人 食品関連事業者 食品関連事業者 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人 食品関連事業者 農林漁業者の組織する団体

※1 次のアを満たすものであること。

ア 事業実施主体が特別に県産農産物のPRを行い販売・提供すること。

※2 次のア及びイを満たすものであること。

ア 事業実施主体が特別に県産農産物のPRを行い販売・提供すること。

イ 県産米を使用すること。